

2国際第886号

関税割当公表第51号

令和3年度のオーストラリア産フローズンヨーグルト等の関税割当
てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」（以下「協定」という。）に基づく割当ての対象となるフローズンヨーグルト、おろしチーズ、粉チーズ、プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く）及びアイスクリーム（以下「オーストラリア産フローズンヨーグルト等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和3年2月15日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産フローズンヨーグルト等のうち、

- (1) フローズンヨーグルト（関税定率法（明治43年法律第54号）（以下「関税定率法」という。）第0403.10号の2の（1）に掲げる物品）
- (2) おろしチーズ及び粉チーズ（関税定率法別表第0406.20号に掲げる物品）
- (3) プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く）（関税定率法別表

第0406.30号に掲げる物品)

(4) アイスクリーム (関税定率法別表第2105.00号に掲げる物品のうちアイスクリーム)

2 合計割当数量

(1) フローズンヨーグルト 170 t

(2) おろしチーズ及び粉チーズ 760 t

(3) プロセスチーズ 85 t

(4) アイスクリーム 1,454 t

3 通関期限 令和4年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 (以下「受付担当課」という。)

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当の申請期間

1 令和3年3月9日(火)から同年3月15日(金)まで

2 令和3年6月22日(火)から同年6月28日(月)まで

3 令和3年10月5日(火)から同年10月12日(火)まで

4 令和4年1月18日(火)から同年1月24日(月)まで

ただし、2、3及び4までの期間においては、それ以前の割当てにより生じた残数量及び以下の期日までに返還された数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1 t以上ある場合にのみ申請を受け付ける。

2の期間：令和3年6月8日(火)まで

3の期間：令和3年9月21日(火)まで

4の期間：令和4年1月4日(火)まで

2、3及び4の期間における割当ての実施の有無及び割当可能数量は、第

11の2に定める期日に農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。

第5 申請方法及び留意点

本関税割当は、以下の1から3のいずれかの方法により申請することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる電子申請

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

農林水産省共通申請サービスサイト：<https://e.maff.go.jp>

なお、申請ページは以下の日時に公開される。

第4の1の期間：令和3年3月2日（火）

第4の2、3及び4の期間：各期間の申請期間開始日

また、電子申請に対する内容の確認期間として、以下の内容確認期間を設ける。

内容確認期間：

第4の1の期間：申請期間開始日から令和3年3月12日（金）まで

第4の2の期間：申請期間開始日から令和3年6月25日（金）まで

第4の3の期間：申請期間開始日から令和3年10月11日（月）まで

第4の3の期間：申請期間開始日から令和3年1月21日（金）まで

(1) 内容確認期間内に申請を行った場合

内容確認期間内に申請を行った場合は、随時受付担当課による審査を受け、申請内容に不備がなければ、第4の各期間内に承諾される。

申請内容に不備があれば、第4の各期間内に受付担当課から修正又は差し戻しの連絡がある。

① 修正の連絡を受けた場合

申請者は、第4の各期間内に修正内容を確認し、修正への同意の可否

を選択する。同意しなかった場合は、受付担当課から申請が差し戻される。

② 差し戻しの連絡を受けた場合

申請者自らが申請内容を修正し、再度申請を行う。再申請が内容確認期間を過ぎた場合の手順は、(2)を参照する。

(2) 内容確認期間を過ぎて申請を行った場合

内容確認期間を過ぎて申請を行った場合は、第4の各期間終了後に受付担当課による審査を受け、申請内容に不備があれば申請は却下される。第4の各期間終了後に却下された申請は再提出できない。

また、内容確認期間を過ぎて行われた申請については、第4に定める各期間終了まで審査は行われないので、申請結果に関する問合せは受け付けない。

2 書面による申請（直接持ち込み）

第4の各期間のうち、行政機関の開庁日の午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 書面による申請（郵送等）

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。なお、第4の各期間内に当省に必着とする。

提出書類の送付先：

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 生産局 畜産部 牛乳乳製品課 需給班

第6 関税割当申請者の資格

オーストラリア産フローズンヨーグルト等の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書に目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のある

ものに限る。

第7 申請に要する書類

1 農林水産省共通申請サービスによる電子申請

法人の登記事項証明書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

2 書面による申請（直接持ち込み）

(1) 関税割当申請書 2部

(2) 証明書分割申請書 2部

ただし、証明書を複数枚に分けて発給することを希望する場合に限り添付し、「証明書番号」欄は空欄とする。

(3) 割当対象物品の輸入・使用等実績及び商品一覧表（別記様式1） 1部

(4) 関税割当てに関する誓約書（別記様式2） 1部

(5) 法人の登記事項証明書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの） 1部

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

3 書面による申請（郵送等）

2に定める提出書類に同じ。

第8 1申請者当たりの申請上限数量

各申請期間における1申請者当たりの申請上限数量は、以下に定める1から4の数量を比較し、最も少ない数量とする。

1 令和3年度の輸入計画数量

ただし、第4の2、3及び4の期間の申請においては、令和3年度に既に割当てを受けている場合、令和3年度の輸入計画数量から令和3年度に既に割当てを受けた数量を差し引いた数量とする。

3 合計割当数量又は割当可能数量（第4の2、3及び4の期間において、それ以前の割当てにより生じた残数量及び第4に定める期日までに返還された数量の合計）

4 令和2年度に割当対象物品の割当てを受け、令和2年度の関税割当公表第10の4に定められた消化率が9割未満の申請者においては、令和2年度に関税割当てを用いて輸入通関した数量。

ただし、第4の2、3及び4の期間の申請においては、令和3年度に既に割当てを受けている場合、令和2年度の輸入通関数量から令和3年度に既に割当てを受けた数量を差し引いた数量とする。

第9 割当基準

1 申請数量の総計が第1の2に定める合計割当数量又は第4に定める割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

2 申請数量の総計が第1の2に定める合計割当数量又は第4に定める割当可能数量を超える場合

合計申請数量に占める各者の申請数量の割合に応じて按分する。

第10 関税割当証明書の交付及び交付の停止

1 関税割当証明書の交付

第4の1の期間の申請については令和3年4月1日（木）に、第4の2、3及び4の期間の申請については原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に関税割当証明書を発給する。また、関税割当証明書は、原則として、発給の日以降に郵便書留等の追跡可能な方法により交付する。

2 関税割当証明書の交付の停止

農林水産省は、申請者が以下のいずれかに該当することを確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間の関税割当証明書の交付を停止するものとし、当該期間内の割当てに対する関税割当申請を受け付けない。

- (1) 関税割当てに関して申請者の法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第 11 公表

以下に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて公表する。

- 1 割当結果（割当数量、残数量）及び割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所（随時）
- 2 第 4 の 2、3 及び 4 の期間における割当ての実施の有無（割当可能数量）
 - 第 4 の 2 の期間：令和 3 年 6 月 15 日（火）
 - 第 4 の 3 の期間：令和 3 年 9 月 28 日（火）
 - 第 4 の 4 の期間：令和 4 年 1 月 11 日（火）

第 12 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告する。

第 13 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた物品を輸入しなくなった時、割当数量を全て消化した時又は関税割当証明書の有効期間を経過した時は、速やかに関税割当証明書を返納しなければならない（省令第 4 条）。
- 2 返納は、原則として郵便書留等の追跡可能な送付方法による。

- 3 割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式 3）を提出する。
- 4 割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）の申告添付登録（M S X）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付する。

第14 消化率及び令和5年度の申請に対する制限

- 1 令和3年度に割当てを受け、以下に定める計算式から算出される消化率が9割未満の者は、令和3年度の本関税割当てにより輸入通関した数量を、令和5年度の申請可能数量の上限とする。なお、本関税割当てにより輸入通関した数量は、関税割当証明書の裏面の通関状況から確認する。ただし、令和5年度の割当てが按分となり、割当数量が申請数量から削減された場合は、令和5年度2回目以降の申請において、按分により削減された数量を再度申請することができる。

$$\text{消化率} = \frac{\text{令和3年度、本関税割当てにより輸入通関した数量}}{\text{令和3年度、本関税割当てにより割当てを受けた数量の合計}}$$

- 2 令和4年1月4日（火）までに返還された割当数量は、1に定める消化率の計算式の分母（令和3年度、本関税割当てにより割当てを受けた数量の合計）に含めない。

第15 その他

- 1 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）による。

- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、第 11 に定める公表のための内容を除く。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わない。
- 4 受付担当課に関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求められた場合は、申請者はその求めに応じて書類を提出する。
- 5 受付担当課は必要に応じて割当てた物品の輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力する。